

## 仙台地方裁判所委員会（第4回）議事概要

### 1 開催日時

平成16年11月1日（月）午後1時30分～午後3時30分

### 2 場所

仙台地方裁判所第5会議室

### 3 出席者

（委員） 阿部友康，阿部宮子，板橋徳幸，伊藤紘基，小林伸一  
佐藤孝明，鈴木忠夫，須藤 力，千葉勝郎，原 征明  
峯岸とも子，森田直子（50音順，敬称略）

（庶務） 品川総務課長，石山総務課課長補佐

（説明者等） 佐藤民事首席書記官，川合刑事首席書記官  
鎌田事務局長，菊池事務局次長

### 4 議 事（ 委員長， 委員， 説明者）

#### （1） 意見交換

#### テーマ「裁判員制度の広報について」

裁判員制度についての補足説明・・・委員長，佐藤委員，須藤委員  
裁判員制度広報についての実情説明・・・事務局次長

説明を聞くと，一通り分かったような気がするが，やはり不安とか疑問が次々湧いてくる。言葉で説明されてもその時限りで，分からないというところがある。裁判員制度に関する広報は非常に大事であるが，文書でいくら説明されても分かりづらいので，模擬裁判や法廷見学の機会をもっと増やして欲しい。昔，法廷に取材に行っていたが，六法全書を抱えてあれこれ考えるよりも，実際に法廷でいろいろなケースに当たってみると理解が早いし，そんなに難しくないということになっていくと思う。

刑訴法が改正されて連日開廷の裁判が実際にうまく動いていけば，裁判員制度もなんとか機能すると思われる。しかし，現在の裁判の実態からすると集中審理，連日開廷というのは大変なハードルであると感じている。

先日，強盗殺人事件の法廷傍聴をし，法廷終了後，裁判長と話す機会を設けていただいたが，その中で，この事件の判決がいつになるかを聞いたとこ

る、来年春頃ではないかということだった。今年の5月に起きた事件で、判決まで1年かかるというような見通しだったので、これで本当に裁判員の負担にならないような数日の公判で終わるのかどうか、現在の状況を見ると本当にうまくいくのかな、というのが率直な感想である。

争点整理を早めにするというのが裁判員制度の大前提であるが、現在の公判だと証拠調べをしながら争点整理を進める、あるいは立証の準備をしていくところがあるので、どうしてもロスが出てくることはある。

刑事事件の平均審理期間は、3ヶ月という数字であるが、争いがあると、半年後ということもある。委員が傍聴した事件は、被告人の殺意を争っており、人を殺してしまおうという気持まであったのかどうかというところで、非常にデリケートな問題になって、証拠調べも慎重にしていたということだと思われる。

私が、本日傍聴したのは、今年の5月に起きた強盗殺人事件で、本日判決というものであったが、非常に迅速な裁判という思いがした。法廷終了後、裁判長に話を伺ったが、ほとんどの事件は、3か月から6か月で判決を言渡しているということであった。今までなんとなく裁判は長いという印象を持っていたが、その辺りは払拭されたかなという印象を持った。

今まで、裁判所に足を踏み入れるという機会がなかったが、初めて裁判所に来た印象は、1階フロアにグリーンなどがあり、思ったより柔らかいという印象を受けた。

今年の広報は、「裁判員制度・誕生」のポスターをできるだけ目立つところに貼るとというのがメインであり、図書館、地下鉄の駅、バス待合所など、企業の実績を得て貼らせてもらっている。また、市町村の広報誌にも掲載していただいているが、今後、更に広げていこうと考えている。

裁判員制度の説明の中で、法律用語を易しくしたということであるが、普段耳慣れない言葉がそのまま使われているのではないかという不安はある。若い世代は教育していくということも考えられるが、年配者がいきなり裁判員になったというときに、果たしてどこまで中身を理解できるのか疑問である。

法律には、分かりやすく裁判員に説明する、という規定があるだけで具体的にどうするかについてはこれから考えていくことになる。第一次的には、裁判所で手続の説明をして、中身については検察官がどういう証拠があってどの事実がどう認められるかというところを立証活動で分かりやすく説明し、弁護人も被告人の弁解について証拠に照らして裁判員に分かりやすく説明していくことになると思われる。審理の中身自体も、あまり専門用語は使わずに、普通の人聞いて分かるような言葉遣いにせざるを得ないと思われる。

しかし、法律では、言葉、言い回しが口語体になったところはあるが、単語自体は変わっていない。したがって、難しい意味付けをされた熟語がどういう定義であるかについては変わっていない。そこを分かりやすく、不安を払拭するような広報活動をしなければならないと思っている。

Q & Aでは、法律を知らなくても、裁判官から教えてもらえるというように書いてあるが、法廷審理に先立って講習会のように教えてもらう機会があるのか、あるいはその場で説明を受けるのかについては不明である。法廷審理中、傍聴人がいる中で、素人っぽいことを聞いたりすると信頼度にかかわってくるので疑問に思った。

裁判員に選任されてからは、まず、一般的な手続の流れを説明して、起訴状の内容・意味説明が中心となる。次に証拠調べに入る段階で、検察官、弁護人から説明することになっている。裁判所では、裁判員選任手続前に行われた準備手続、公判前整理手続でどのような整理がされたか、争点と証拠はどうなっているのかをまとめて説明するという流れになる。その中で、例えば、法廷では聞くに聞けないというようなことも、休廷して評議室において、その評議の際にいろいろ質問を受け、説明をして、理解していただくということになる。証人尋問をする前にも、どういう関係の証人かということを理解して、争点がどういうことかということも理解していただいた上で法廷に入り、生の証人尋問を聞く、疑問が出れば直接質問するということになると思われる。

この辺は、具体的にはどうなるかについては、いろいろやり方があると思われる。ただ、裁判所がいろいろ説明するのは良いが、裁判官が裁判員をリードしたり、誘導したりするのは良くないと言われており、その辺のやり方は難しくなってくると思われる。

法律家でない一般国民のいろいろな考え方を的確に出せるような運営をしなければならぬと思っているところであり、そのやり方をどうするかについては一生懸命工夫しているところである。

かつて、弁護士会においても現在のような裁判員制度ができる前に、シナリオを作り模擬裁判や裁判劇を行い、裁判官役で市民の方に入ってもらったことがあった。市民の方にグループを作ってもらい、我々がリードしないように議論の中に入ると、結構、鋭い意見があり、各グループそれぞれ結論がそんなに違わないようにまとめられるというのが多かったように思う。確かに法律的な手続の中で、問題あるかどうかということと一般国民は分かり難い部分はあると思うが、それでもリードするしないにかかわらず自身の意見を持っていて、理由はこうだから無罪だということ述べるケースは結構あるのではないかと思う。

そういう意味では、模擬裁判とか裁判劇をどんどん実施して、国民の理解を得ることは必要だと思われる。

評議の中において、法廷審理ではできないような質疑、随時の質問、疑問のやり取りをすることはあり得ると思うし、それをうまく活用して裁判員が実質的に関与できる、意見をいろいろ言えるというような審理になっていくものと思われる。

争点になればなるほど、核心に迫れば迫るほど法医学の知識とか法哲学的な判断の分かれ目が出て、専門家に聞かないと判断できない場面が出て来ないか。

専門的な知識が必要な部分は、検察、弁護それぞれから立証が出てくるので、それを見た上で、一般人としてどう見るかという判断になると思われる。

ポスターによる広報にも、段階的な告知の仕方がある。1回目は、こういう制度ができたという、認知性の強調をする。次の段階で裁判員として選ばれた場合の対応の仕方、次に具体的な中身に入ると千差万別、いろいろな意見がでるので、そのようになると民間企業の協力なくしてはできないことが結構出てくるのではないかと思われる。民間企業は、法律的な制約のある中、学習して自らの自衛力を高め、免疫力を高めて企業存続をかけてやるという状態であるので、裁判員制度の在り方についても理解は得られるのではないかと思われる。

企業は、企業としての利害関係と裁判員制度、どちらを取るか、いろいろ障害となるようなずれがあると思われるので、企業の経営者協会とか連合会に、事務局が活動の糸口を広げていくのも一つの方法かと思われる。

裁判員制度の実際の導入は、平成21年ということで、その時はかなり高齢化と少子化の問題が社会情勢、社会的に大きな影響を与えていくことになるとと思われる。百貨店、専門店、小売店は、それを敏感に受け止め、5年先にどういう店舗構想とかMD開発をするのかということ想定している。特に主軸になる高齢者の中でも団塊の世代を一番の最大のベースに置き、その頂点が戦争経験者となるが、その世代が裁判員になる確率は高いと思われる。これら厳しく育てられてきた世代が、例えば若い人の犯罪をどう見るかという世代ギャップ、認識のずれがあると思うし、それを克服する手段についてはこれから詰めていくことになるとと思われるが、その辺が不安である。

まず、高校生には、社会科の授業で、この制度をきちんと説明する態勢が必要であると思われる。

裁判員になった場合の問題点、不安感を払拭しなければならないし、家族、会社の理解とかトータル面での理解が重要になってくる。大企業は理解が早く進むが、日本はほとんどが中小企業であり、その一従業員が裁判員に選ば

れた場合の企業側の理解があるのか，その部分での広報が必要になってくると思う。そういう面では，いろいろな視点から広報活動をしていくしかない，地道にやるしかないと思う。

以前，検察審査員制度も審査員の不出頭等で成立しないという説明で大変ショックを受けたことがあった。裁判員制度は，国民全員が投網をかけられる形で裁判員になる可能性を義務付けられているが，これをうまくやっていくには，よほど慎重にやらないとだめになるという感じがする。学校教育を通じて制度を広く広報していくというのは，大変重要なことだと思った。

専門的知識，技術を持っている人が裁判員に選任された場合の対応，例えば開業医が裁判員になったので1週間休むということになった場合，果たしてそれで良いのかどうか，また，看護師も同様に休ませなければならないということになる，それらをどのようにクリアしていくのかということが大事になるのではないかと思う。

若い人をターゲットとする広報活動については，時間帯を考えた広報，例えば，若い人が起きている深夜の時間帯にテレビで宣伝するというような工夫も必要になると思われる。

## (2) 話題提供

「労働審判制度」について

概略説明・・・民事首席書記官

「労働局における紛争解決システム」について

概略説明・・・峯岸委員

## 5 次回期日等

次回期日 平成17年2月25日(金)午後1時30分

(場所) 仙台地方裁判所第5会議室

(予定) 次回テーマ「裁判員制度の広報についてー続行」